

別紙

邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 18 条の規定による違反事実の公表

令和 4 年 3 月 31 日

○事案

次に掲げる事業者は、邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 14 条の規定による施工基準に違反して土砂等による土地の埋立て等を施工した。

この事業者に対し、同条の規定に基づき、期限を定めて土砂等の除去その他必要な措置を取るべきことを命じたが従わなかった。

よって、第 18 条の規定により、ここにその事実を公表するものである。

○事業者および工事施工者

住 所 群馬県邑楽郡邑楽町大字狸塚 2495 番地

氏 名 島田時男

○土砂等による土地の埋立て等が施工された場所

邑楽町大字中野字大林 4001 番 1

邑楽町大字中野字大林 4001 番 2

邑楽町大字狸塚字江原 2181 番

邑楽町大字狸塚字江原 2182 番

邑楽町大字狸塚字江原 2444 番 1

○公表期間：措置命令書における措置すべき事項を履行し、確認されるまで